

議案第73号	三田市民病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
総務課	平成26年4月から消費税率が5%から8%に改正されることに伴い、三田市民病院の個室等の使用料及び診断書等の手数料について所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>消費税率の変化に対応できるよう原則税抜き表示とするなど記述の変更を行う。</p> <p>〔 駐車場使用料および診察券再発行料については利用者への転嫁が困難であることから現状どおりとする（税込表示）。 分べん介助料については非課税。（消費税法第6条） 〕</p> <p>【関係法令】 消費税法第29条(消費税率)、地方税法第72条の82及び第72条の83(地方消費税)</p> <p>【施行期日】平成26年4月1日</p>	